

## 知財検定2級 実力確認 問答集 1

知財経営研究社（2015年2月26日）

<p>2A-001 □□□</p>	<p>【特許法／国内優先権】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①先の出願が実用新案登録出願である場合には、それに基づき国内優先権を主張して特許出願をすることはできない。</p> <p>②先の出願から1年以内であれば、国内優先権の主張を行うことができる。</p>	<p>①は不適切である。先の実用新案登録出願に基づき、国内優先権を主張して特許出願をすることはできる。</p> <p>②は適切である。 (特41条第1項)</p>
<p>2A-002 □□□</p>	<p>【特許法／拒絶理由通知】</p> <p>特許庁より拒絶理由通知が届いた場合、まず、補正の必要がなければ(①)を提出して(②)を述べることができる。補正が必要と判断した場合には、(③)を提出して(④)を狭くしたり、(⑤)を削除したりするという対応をとる場合がある。さらに、拒絶理由がない(⑤)と拒絶理由があるとされた(⑤)を別々の出願にするために(⑥)をする場合がある。</p>	<p>①意見書 ②意見 ③補正書 ④特許請求の範囲 ⑤請求項 ⑥分割出願</p>
<p>2A-003 □□□</p>	<p>【商標法／類似概念】</p> <p>商標の類似概念を3つ挙げよ。</p>	<p>①称呼類似 ②外観類似 ③観念類似</p>
<p>2A-004 □□□</p>	<p>【意匠法／意匠とは】</p> <p>意匠法において「意匠」とは、物品の(①)、(②)もしくは(③)またはこれらの(④)であって、(⑤)を通じて(⑥)を起こさせるものをいう。</p> <p>なお、物品に関しては物品の(⑦)を含む。</p>	<p>①形状 ②模様 ③色彩 ④結合 ⑤視覚 ⑥美感 ⑦部分 (意2条第1項)</p>
<p>2A-005 □□□</p>	<p>【意匠法／存続期間】</p> <p>次の記述内容は適切か？</p> <p>①意匠権の存続期間は、出願の日から20年である。</p> <p>②関連意匠の意匠権の存続期間は、本意匠の出願の日から20年である。</p>	<p>①は不適切である。出願日ではなく設定登録の日から20年である。</p> <p>②は不適切である。関連意匠の意匠権の存続期間は、本意匠の設定登録の日から20年である。 (意21条)</p>
<p>2A-006 □□□</p>	<p>【著作権法／頒布】</p> <p>頒布とは、有償であるかまたは無償であるかを問わず、複製物を公衆に(①)し、または(②)することをいう。</p> <p>映画の著作物または映画の著作物において複製されている著作物における頒布とは、これらの著作物を公衆に提示することを目的としてその映画の著作物の(③)を(④)し、または(⑤)することを含む。</p>	<p>①譲渡 ②貸与 ③複製物 ④譲渡 ⑤貸与 (著2条第1項19号)</p>